

令和2年5月22日

市立各小・中学校保護者の皆様

厚木市教育委員会教育長

緊急事態宣言の解除に伴う今後の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国が発令した緊急事態宣言を受け、4月7日から現在に至るまで、市立小・中学校においても臨時休業としているところです。3月の全国一斉の臨時休業期間を含め、約3ヶ月もの長期間となりましたが、その期間の様々な取組や対応に関しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、国から本県に対し、緊急事態宣言が発令されていることを受け、本市におきましては、県の要請通り、5月31日（日）までの期間、全小・中学校の休業を実施しているところです。

今後に向けまして、本県における緊急事態宣言が5月31日（日）までに解除された場合を想定し、本市立小・中学校につきましては、次のとおりの対応をとることといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言に伴う、県からの臨時休業要請期間の変更がなされた場合は、改めて通知いたします。

1 学校の再開について

- ・ 本県における緊急事態宣言が5月31日（日）までに解除された場合は、市立小・中学校の活動を6月1日（月）から段階的に再開します。

2 分散登校期間の設定について

- ・ 6月1日（月）～6月22日（月）までを分散登校期間とします。
ただし、感染状況等により期間を延長することもあります。
- ・ 分散登校の形態は、学校全体において、各学級等を2つ程度のグループに分け、各グループ1日おきに半日課で登校する形とします。
- ・ 分散登校期間には、1教室で学習する児童・生徒の人数を通常の半数程度にすることを原則とし、発達段階等を考慮した分散登校を各学校や地域の状況等に応じて実施します。
- ・ 分散登校期間中の給食は実施いたしません。
- ・ 分散登校期間中の部活動は行わないこととします。
- ・ 分散登校期間において、感染の心配等から登校を見合わせたい場合には、学校に相談をしてください。（「欠席」とはいたしません。）

3 分散登校開始にあたり、感染防止のために各御家庭にお願いしたいことについて

- ・登校前の検温・健康観察をお願いします。（「毎日の健康観察票」を持参させてください）
- ・手洗いの実施、マスクの着用の徹底をお願いします。
- ・免疫力を高める取組（栄養・睡眠・規則的な生活）を心がけてください。
- ・体調がすぐれない、熱がいつもより高い、咳が続いているなどの場合には、登校を見合わせてください。
- ・御家族に感染の疑いがある又は感染者と濃厚接触をした方がいるなど、心配な場合は、お子様を登校させず、学校、または教育委員会学務課に相談してください。

4 特段の事情により自宅で過ごすことができない児童・生徒の居場所について

- ・児童クラブは平日朝7時30分から開設されます。
- ・特別支援学級に在籍の児童・生徒や児童クラブに入会していない児童のうち、特段の事情により自宅で過ごすことができないお子様の居場所については、「自学自習室」を開設する予定ですが、今までとは違い、校内での教育活動が再開されている状況となるため、開設時間は、「各学校の登校時間から下校時間まで」とさせていただきます。御理解・御協力をお願いします。
- ・登校日に該当しない日の児童クラブや自学自習室は、それぞれの開室時間において利用できますが、登校日に該当する児童・生徒の登下校の時間と重なりますので、安全確保のため、自家用車での送迎はお控えください。
- ・厚木市立児童館は6月1日（月）からの平日の午後（13時～17時）に開館されます。当面は曜日別に利用できる学年を指定した「分散開館」となります。詳細については、厚木市のホームページでご確認ください。

5 1学期の期間及び夏季休業の期間、2学期の始業について

- ・1学期の終業日を「8月5日（水）」とし、夏季休業は「8月6日（木）～8月18日（火）」とします。
- ・2学期の始業日は「8月19日（水）」とします。

分散登校の方法や期間中の日程等の詳細につきましては、各学校から改めて通知されます。

担当	教育委員会の対応全般に関すること	教育総務課	225-2600
	体調、保健面での心配に関すること	学務課	225-2651
	学習指導等に関すること	教育指導課	225-2660